

令和7年12月3日

世田谷区長  
保坂 展人 様

世田谷区入札監視委員会  
会長 中川 義英

## 入札制度についての意見書

本委員会では、区が令和4年度より試行実施している世田谷区建設工事総合評価方式及び令和5年度より実施している委託契約における変動型最低制限価格制度の状況について報告を受け、この間、入札事務の透明性及び公正性・公平性の観点から審議してきたところである。

これらの区の入札制度について、本委員会において各委員から出された意見を取りまとめたので報告する。

### 1 世田谷区建設工事総合評価方式について

#### (1) 価格評価について

区は、建設工事総合評価方式の価格評価において、評価基準価格を境に、入札価格がこれを下回る場合には価格点が遞減する仕組みを採用している。

直近の報告では、1者応札が急増する一方で、評価基準価格付近に集中する案件も次に高い伸び率を示している。また、低入札価格調査によって落札した案件も令和5年度・6年度にそれぞれ1件あったのみで、それ以降は発生していない。これらをふまえると、過度な低価格入札を抑止する対策に沿った応札行動が確認できると考えられる。

従来の入札と比較しても、平均落札率は93.3%で、価格競争入札に比べて2ポイント程度高くなっていることが確認できる。また、価格点が1位でない者が総評価値において最も高得点となり落札するケースは16.0%で、従来の総合評価方式より3.8ポイント程度上昇している。本方式は品質と価格のバランスを競うものであり、価格競争による経済性も一定程度確保する必要があると考えられる。そのため、評価基準価格の設定水準を始め、現行の価格評価の方法が妥当性を欠いているとは考えられず、直ちに見直すべきとはいえない。

#### (2) 価格以外の評価について

これまでの検証報告によると、公契約評価点において、「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」など比較的多くの事業者が得点している項目がある一方、「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」等の加点は依然として低い水準に留まっている。事業者へのアンケート調査では、会社の規模、業務内容にそぐわないことや取得するためには時間や労力がかかる

こと等の意見もあった。

区では令和6年度より「男女共同参画」「ワーク・ライフ・バランス」の評価基準を緩和し、その結果、評価点を獲得する事業者が一定数見られるという実績があることから、今後も事業者が取り組みやすく、客観的かつ公平に評価できる育児休暇等の仕組みがあれば、導入を検討すべきである。

引き続き、事業者の育成や公共工事の品質向上を目指すためには、現行の方法を継続しつつ、事業者の加点状況の経年変化や国や都の制度改革等の動向を注視しながら運用していくことが望ましい。

### (3) 入札参加手続きについて

入札参加にかかる証明書類の提出等に要する事務負担について、アンケートの結果では、事業者の負担感は軽減されつつあるものの、依然として約3割の事業者が負担を感じていることが確認されている。

事業者の負担を減らすことは、入札参加率の向上にもつながることから、今後はさらなる簡素化に向けた取り組みを検討していくべきである。

### (4) 本格実施に向けて

#### ① 競争性の確保について

昨今の建設業の担い手不足、資材や燃料費等の高騰による経営状況の逼迫等の影響により、区の工事においても不調率の増加や1者応札が急増している。特に本制度における直近の建築・設備・造園工事における平均応札者数は2者を下回っている。一定程度の競争性が確保されなければ、評価項目の取得に対する事業者の意欲も高まらず、ひいては公契約条例の目的の実現にもつながらない。

予定価格・工期の適正化、発注時期の平準化及び工事関係書類の電子化や簡素化等、工事関係部署とも連携し、競争性の確保に向けて、可能な限りの対策を講じる必要がある。

#### ② 実施件数について

試行では、令和4年度に年間発注件数の1割程度を対象に開始し、年々その件数を増加させ、令和7年度は4割まで拡大した。一方で、試行を重ねる中で、事業者間の価格以外の評価点の差が明確になりつつあり、それにより落札者の固定化や新規参入の妨げ等の課題も生じている。実際、一部の工種では、格付ランクによって、価格点での逆転が困難な状況も確認されている。

本制度において、事業者がより高い評価点を獲得し、入札への参加意欲を高めるためには、一定程度区からの工事を受注し、評価につながる取組みをすることが前提となる。そのため、本制度の過度な件数の拡大は、特定の事業者に有利な状況を生み出し、競争をより制限する恐れがあるため、慎重な判断が求められる。

また、建設共同企業体（JV）についても、試行結果をふまえると、引き続き、入札状況の動向等を注視していくことが適当である。

以上のことから、本制度の適用可否については、各工種の事業者の加点状況も考慮し、競争性が確保できるかどうか等を見極めた上で判断することが望ましい。

## 2 委託契約における変動型最低制限価格制度について

区は、多種多様な業務委託におけるダンピング対策として、実際の入札価格に基づき最低制限価格を設定する変動型最低制限価格制度を令和5年度より導入した。

3か年にわたる検証報告によれば、最低制限価格未満の入札が全体の12～13%程度で発生しており、落札率も制度導入前の令和4年度と比較して上昇していることから、本制度の目的である市場価格から著しく乖離した応札を抑止するダンピング防止効果は一定程度得られているものと考えられる。

一方で、令和5年度以降、落札者以外の者も含んだ平均入札価格率が増加しているのに対し、平均落札率は微減傾向にあり、入札価格の増加が落札率の上昇に結びついていない点は、やや懸念されるところであります、引き続き注視が必要と考える。

それと共に、各業務の従事者に適正な報酬が行き渡るよう労働条件確認帳票や労働報酬下限額周知カードの的確な運用等、公契約条例の実効性の確保にも取り組むべきである。

本制度は当初の導入目的に照らして一定の成果をあげていると評価されるものの、これらの課題を踏まえたうえで、引き続き入札状況の動向を注視しながら実施していく必要がある。

## 3 おわりに

区は、公契約適正化委員会からの答申や経済情勢に応じた公契約の状況等を踏まえて、工事請負契約、業務委託契約の双方において入札制度改革に取り組んできた。

近年は、急激な物価高騰や労務費の上昇といった経済的要因に加え、慢性的な担い手不足が重なったことで、社会全体が厳しい経営環境に直面している。発注者側においても、ダンピングの防止や適切な価格転嫁の促進、受注者側の労働環境の整備など、公契約条例の理念を定着させるための取り組みを進めていくことがますます重要となっている。

こうした状況の中、区の取り組みは一定の効果をあげており、的確に運用されていることが認められるため、現時点において見直しが必要な状況には至っていない。今後は、安定的な運用を図りつつも、改善すべき事項がないかを常に点検し、引き続き本委員会においても議論を深めていく必要がある。